

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成 26 年 10 月
栃木県人事委員会

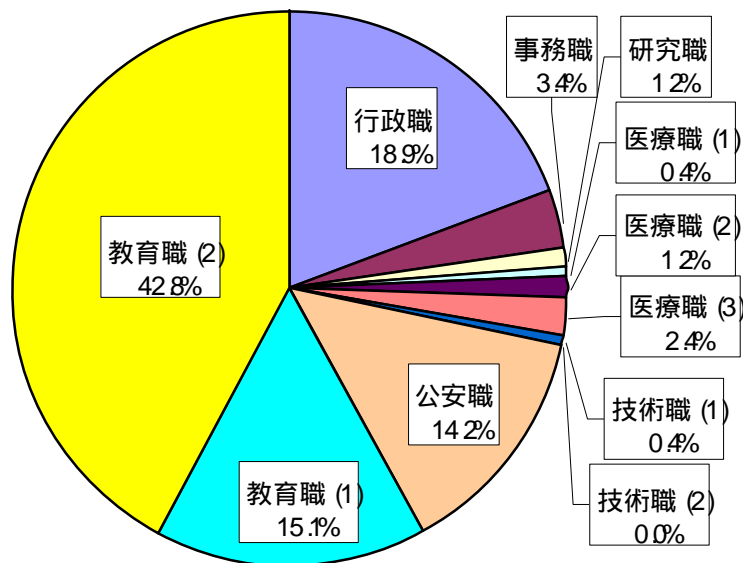
目次

| | |
|--------------------------|-----|
| 1 給与勧告の仕組みと本年の給与改定 | ページ |
| 給与勧告の対象職員 | 1 |
| 給与勧告の手順 | 2 |
| 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較) | 3 |
| 民間給与との較差に基づく給与改定 | 4 |
| 本年の給与改定 | 5 |
| 職員(行政職員)モデル給与例 | 6 |
| 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係) | 7 |
| 2 給与制度の総合的見直し | |
| 世代間の給与配分等の見直し | 8 |
| 諸手当の見直し | 9 |
| 給料表水準の引下げに伴う経過措置(激変緩和措置) | 10 |
| 給与制度の総合的見直しの実施スケジュール | 11 |

1 給与勧告の仕組みと本年の給与改定

1 - 給与勧告の対象職員

平成 26 年 4 月 1 日現在の給与勧告対象職員（再任用職員及び休職者等を除く。）は 22,955 人（平均年齢は 43.3 歳）であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職員（注）は、4,960 人（平均年齢 44.2 歳）で、全体の 21.6%となっています。また、教育職給料表適用職員については、57.9%と全体の半数以上を占めています。



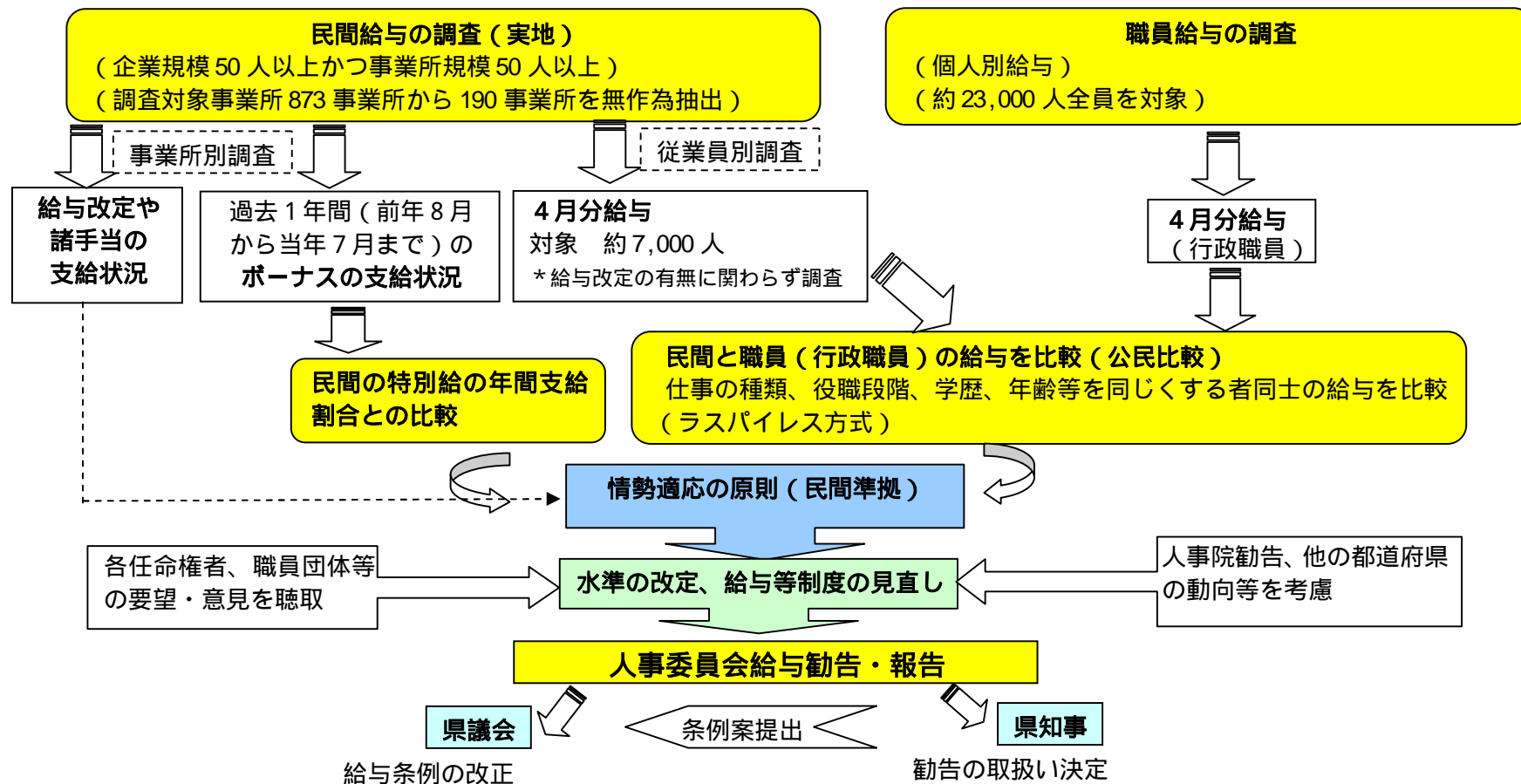
| 給料表 | 職員の例 | 職員数 | 平均年齢 |
|-----------|--------------|--------|------|
| | | 人 | 歳 |
| 行政職給料表 | 一般行政職員 | 4,339 | 43.4 |
| 事務職給料表 | 小・中・高校等の事務職員 | 779 | 44.9 |
| 研究職給料表 | 研究員 | 266 | 41.6 |
| 医療職給料表(1) | 医師、歯科医師 | 87 | 47.0 |
| 医療職給料表(2) | 薬剤師、栄養士等 | 279 | 41.2 |
| 医療職給料表(3) | 保健師、看護師 | 562 | 38.4 |
| 技術職給料表(1) | 学校栄養士 | 103 | 40.3 |
| 技術職給料表(2) | 学校看護師 | 2 | 55.0 |
| 公安職給料表 | 警察官 | 3,256 | 37.8 |
| 教育職給料表(1) | 高校、特別支援学校の教員 | 3,468 | 44.5 |
| 教育職給料表(2) | 小・中学校の教員 | 9,814 | 45.0 |
| 計 | | 22,955 | 43.3 |

(注) 行政職員とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員（5,118 人）のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び平成 26 年 4 月 1 日付け新規学卒の採用者（158 人）を除いたもの

1 - 給与勧告の手順

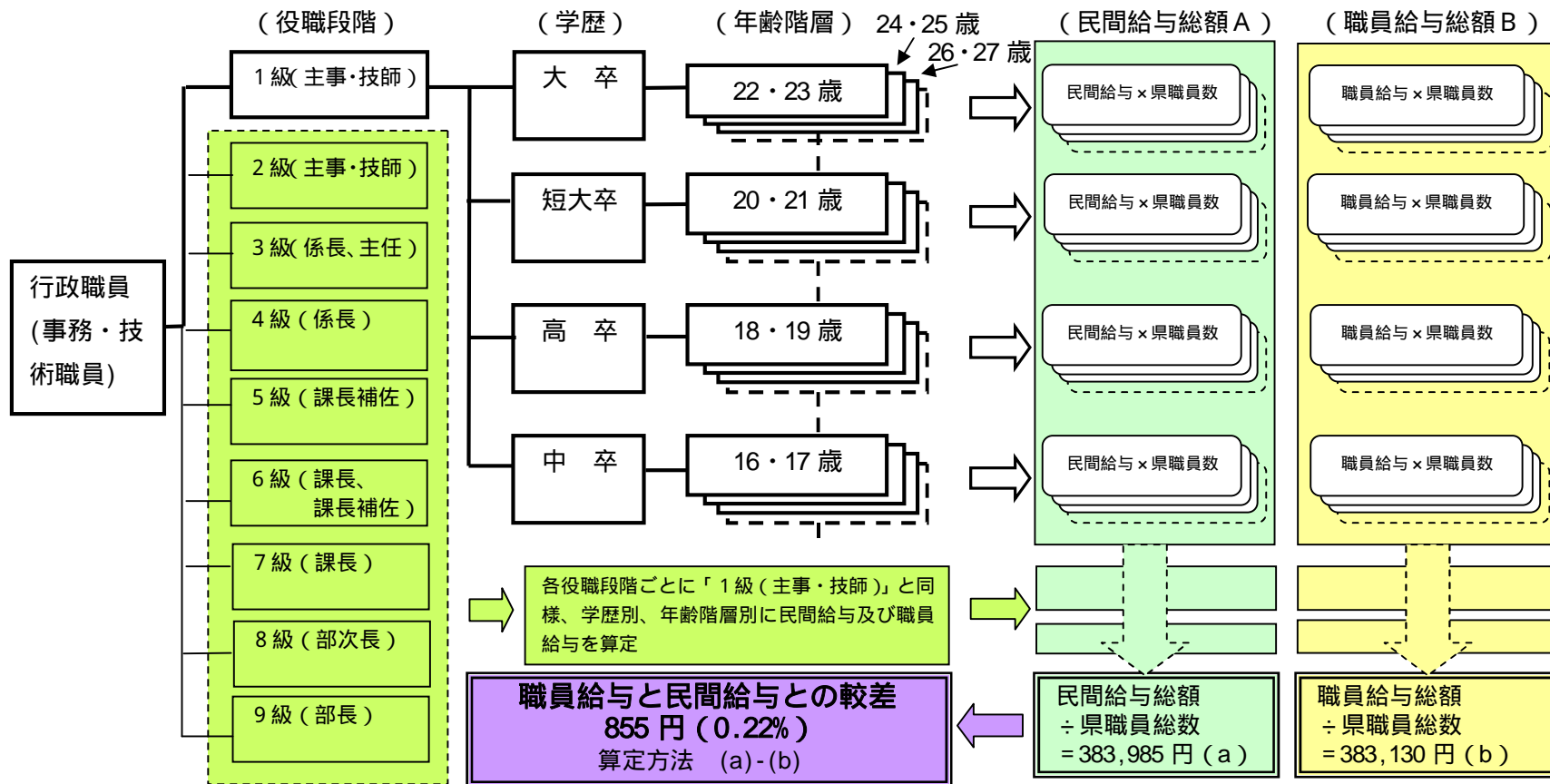
栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給与）を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



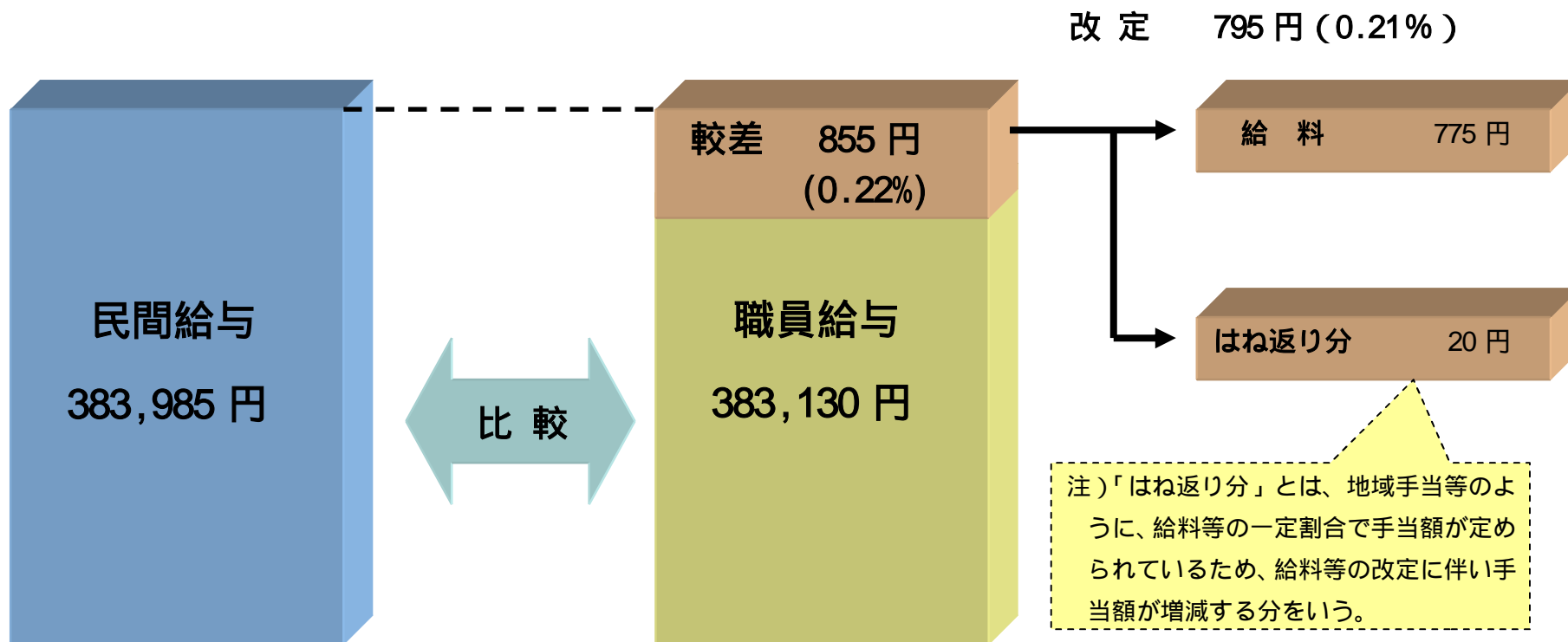
1 - 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、職員給与の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。また、本年は、民間における 部長と課長の間に位置付けられる従業員、 課長と係長の間に位置付けられる従業員、 係長と係員の間に位置付けられる従業員を、それぞれ部次長、課長代理、主任として取り扱うこととしています。



1 - 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差、人事院勧告の内容等を踏まえて、以下のとおり、月例給与の引上げを行うこととしました。



1 - 本年の給与改定

1 給料表

(1) 行政職給料表

世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら広い範囲の号給について引上げ

若年層：初任給の引上げと同程度

3級以上の級の高位号給：50歳台後半層の職員の在職実態等を踏まえ、据置き

初任給 行政職員（大卒程度）180,800円（現行 178,800円） 行政職員（高卒程度）146,500円（現行 144,500円）

(2) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に所要の改定

2 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定

3 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で引上げ

4 期末手当・勤勉手当

民間の年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月に改定（現行3.95月）

引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

5 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値2010）を地域区分の指定基準に当てはめ、支給地域を改定（現行の支給地域は全て除外）

事務所の所在する地域の寒冷及び積雪の度が、寒冷地の指定基準を満たす場合、支給対象

改定日の前日から支給地域から除外される地域に引き続き勤務している職員等に対し、所要の経過措置

6 実施時期

給料表、初任給調整手当、通勤手当及び期末手当・勤勉手当：平成26年4月1日 寒冷地手当：平成27年4月1日

1 - 職員(行政職員)モデル給与例

(単位：円)

| 役職 | 年齢 | 家族構成 | 勧告前 | | 勧告後 | | 年間給与額の差 |
|---------------|-----|---------|---------|------------|---------|------------|---------|
| | | | 月額 | 年間給与 | 月額 | 年間給与 | |
| 主事 | 25歳 | 独身 | 210,535 | 3,358,033 | 212,380 | 3,419,318 | 61,285 |
| 主任 | 35歳 | 配偶者、子1人 | 311,702 | 5,002,275 | 313,137 | 5,071,618 | 69,343 |
| 係長 | 45歳 | 配偶者、子2人 | 408,975 | 6,638,189 | 410,000 | 6,718,198 | 80,009 |
| 課長補佐 | 50歳 | 配偶者、子2人 | 462,787 | 7,583,975 | 462,992 | 7,660,864 | 76,889 |
| 課長 | 55歳 | 配偶者 | 539,371 | 8,523,949 | 540,183 | 8,614,314 | 90,365 |
| 部長 | 58歳 | 配偶者 | 643,179 | 10,616,588 | 643,788 | 10,736,384 | 119,796 |
| 行政職員平均(44.2歳) | | | 383,130 | 6,201,829 | 383,925 | 6,274,754 | 72,925 |

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、扶養手当、給料の特別調整額及び地域手当(2.5%)を基礎に算出
 (課長：給料の特別調整額(79,700円)、部長：給料の特別調整額(114,700円))

1 - 最近の給与勧告の実施状況(行政職員関係)

職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、平成20年以来6年ぶりに年間給与が増額となりました。

| | 月例給 | 特別給(ボーナス) | | 行政職員の平均年間給与 | |
|-------|---------|-----------|--------|-------------|-------|
| | 改定率 | 年間支給月数 | 対前年比増減 | 増減額 | 率 |
| 平成11年 | 0.25% | 4.95月 | 0.30月 | 10.7万円 | 1.6% |
| 平成12年 | 0.11% | 4.75月 | 0.20月 | 7.5万円 | 1.1% |
| 平成13年 | 0.05% | 4.70月 | 0.05月 | 1.9万円 | 0.3% |
| 平成14年 | 1.95% | 4.65月 | 0.05月 | 15.9万円 | 2.3% |
| 平成15年 | 1.06% | 4.40月 | 0.25月 | 17.6万円 | 2.6% |
| 平成16年 | 勧告なし(注) | 4.40月 | - | - | - |
| 平成17年 | 0.35% | 4.45月 | 0.05月 | 0.3万円 | 0.04% |
| 平成18年 | 0.49% | 4.45月 | - | 3.2万円 | 0.5% |
| 平成19年 | 1.01% | 4.50月 | 0.05月 | 8.7万円 | 1.3% |
| 平成20年 | 0.38% | 4.50月 | - | 2.6万円 | 0.4% |
| 平成21年 | 0.26% | 4.15月 | 0.35月 | 16.1万円 | 2.4% |
| 平成22年 | 0.28% | 3.95月 | 0.20月 | 10.0万円 | 1.6% |
| 平成23年 | 0.30% | 3.95月 | - | 1.9万円 | 0.3% |
| 平成24年 | 勧告なし(注) | 3.95月 | - | - | - |
| 平成25年 | 勧告なし(注) | 3.95月 | - | - | - |
| 平成26年 | 0.21% | 4.10月 | 0.15月 | 7.3万円 | 1.2% |

(注) 平成16年、平成24年及び平成25年においては、給与水準改定以外の勧告あり。

2 給与制度の総合的見直し

2 - 世代間の給与配分等の見直し

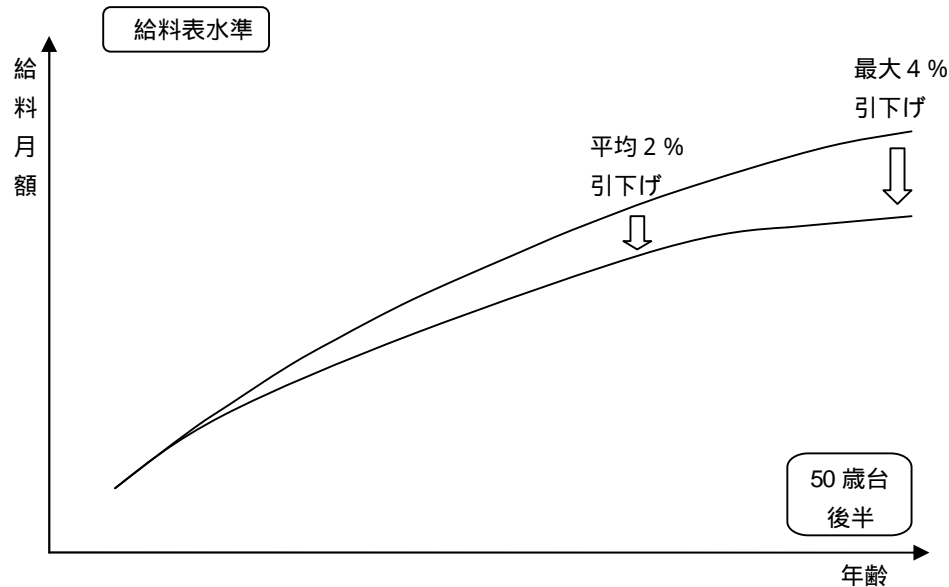
国に準じて給料表の水準を平均2%引き下げます。

給料表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合を3.3%に段階的に引き上げます（現行2.5%）。

50歳台後半層の職員給与が民間給与を上回っている状況を踏まえ、世代間の給与配分を適正化する観点から、給料表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳台後半層の職員が多く在職する高位の号給の給料月額について、最大で4%程度引き下げます。

一方、若年層の職員給与は民間給与を下回っている状況にあることから、人材確保への影響等を考慮し、初任給にかかる号給の給料月額等については引下げを行いません。

[55歳を超える職員（行政職給料表(1)6級相当以上）に対する給料等の1%減額支給措置は廃止します。]



地域手当の見直し

| 年度 | 支給割合 |
|--------|------------------------------------|
| 平成27年度 | 2.9% |
| 平成28年度 | 3.3%を超えない範囲内で 人事委員会規則で 定める割合 |
| 平成29年度 | |
| 平成30年度 | 3.3% |

2 - 諸手当の見直し

職務や勤務実績に応じ、国に準じて次の手当を見直します。

【1】単身赴任手当

公務の支給額が民間を下回っていることや、国の改定を踏まえ、手当額を引き上げます。

【基礎額】 23,000 円 30,000 円

【加算額の限度】 45,000 円 70,000 円

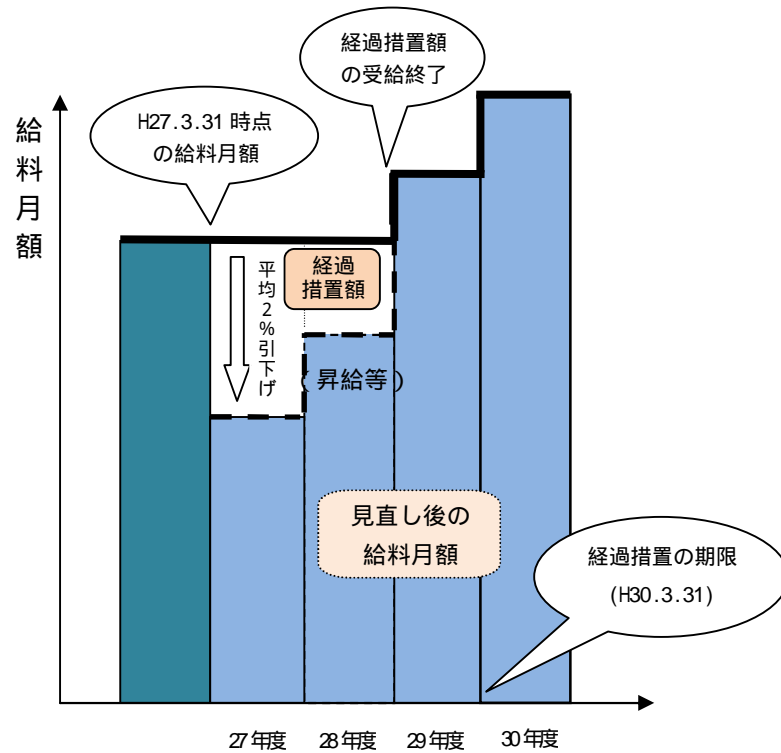
【2】管理職員特別勤務手当

管理監督職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要により、やむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合に対しても、勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内の額の手当を支給します。

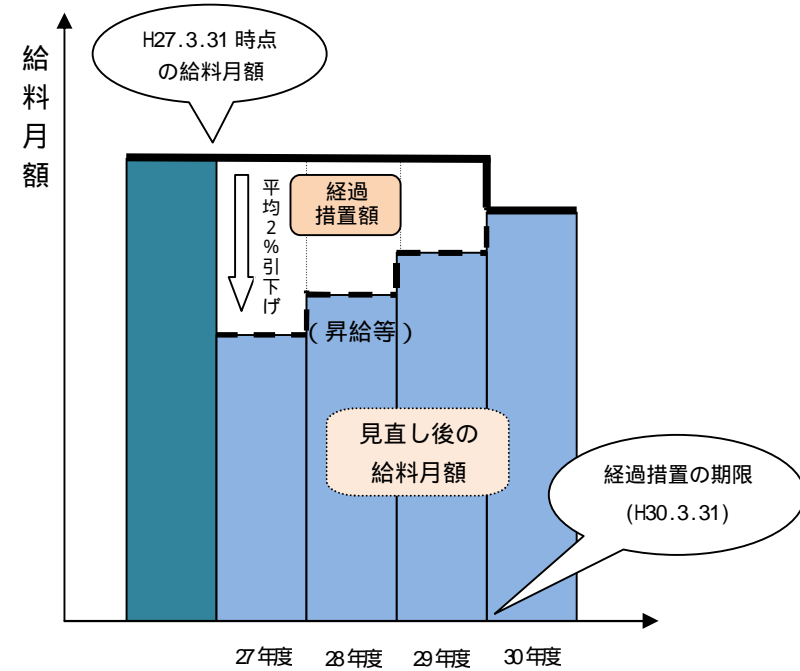
2 - 給料表水準の引下げに伴う経過措置（激変緩和措置）

給料表水準の引下げとなる職員に配慮し、円滑に見直しを行うため、新たな給料表の給料月額が、切替え日の前日（平成 27 年 3 月 31 日）に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間に限り、経過措置としてその差額を支給します。

早期に経過措置の対象者でなくなる場合



3年間、経過措置の対象者である場合



2 - 給与制度の総合的見直しの実施スケジュール

| | 平成 27 年 4 月 ~ | 平成 28 年 4 月 ~ | 平成 29 年 4 月 ~ | 平成 30 年 4 月 ~ |
|---|--|--|---------------|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">世代間の給与配分等の見直し</div> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料表水準の引下げ（平均 2% 引下げ） ・ 50 歳台後半層の水準見直し | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">給料表水準の引下げに伴う経過措置</div> | | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置は平成 30 年 4 月 1 日に廃止 ・ 55 歳超職員の 1% 減額支給措置も同日に廃止 </div> |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;">地域手当の見直し</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">支給割合を段階的に引上げ</div> | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">職務、勤務実績に応じた見直し等</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;">単身赴任手当の見直し</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">支給額を段階的に引上げ</div> | | |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;">管理職員特別勤務手当の見直し</div> | | | |